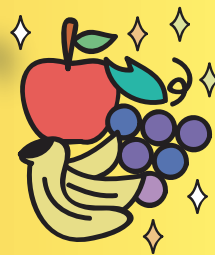


2021  
09  
September



# CLIENT



No.351

## 弊法人からの連絡事項

- ・自治体独自の「月次支援給付金」申請の受付が開始されました

P1

## 医療トピックス

- ・令和2年度データ集計  
【歯科】①診療収入・雑収入

P2

## 弊法人からの連絡事項

- ・「税額予測」をご利用ください  
～9月30日(木)お申込み分まで無料です  
(標準契約の場合)～

P3・4

## 弊法人からの連絡事項

- ・税額予測の見方について

P5・6

## 税務トピックス

- ・<税制改正>所得拡大税制(中小企業者等)の要件見直しについて

P7



■東京都では、都内中小企業者等の事業の継続・立て直しやそのための取組を支援するため、国の月次支援金に加算して給付金を支給するとともに、国の給付要件を緩和し、都独自に支給を実施し、申込の受付を開始しています。給付対象は、医療・福祉関連の事業者も含まれますので、申請をご検討の方は担当までお早めにご連絡ください。

※申請期限：令和3年10月31日（日曜日）

### 売上要件

対象月は令和3年4・5・6月です。平成31年もしくは令和2年の対象月の同月と比較し30%以上減少していること。※国の月次支援金では対象外であっても、30%以上の売上減少が見られれば東京都の支援対象となる可能性があります。

### 月次資料について

売上判定や申請用資料作成のためには月次資料が必要です。月次資料は9月17日（金）まで必着でご送付いただきますようお願いいたします。※弊法人でも代行申請可能です。担当までご連絡ください。

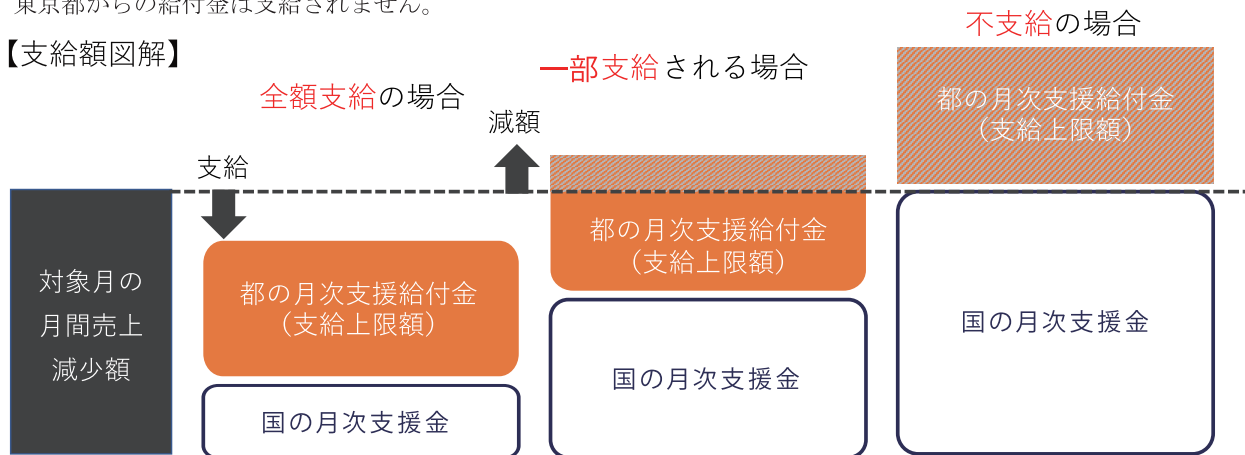
### 支給額

中小企業等の支給の上限額は以下となっています。（）内は個人事業者等の上限額です。

売上減少率	50%以上	30%以上50%未満
支給上限額 ※①と②のうちいずれか少ない金額	①対象月の売上減少額－国の給付額 ②5万円（2.5万円）／月	①対象月の売上減少額 ②10万円（5万円／月）

※国の月次支援金の給付を受けた場合、対象月の月間売上減少額の全額が国の支援金によって補填されている場合は、東京都からの給付金は支給されません。

### 【支給額図解】



※月間売上減少額＝基準月の月間売上額－対象月の月間売上額

### 主な支給要件（概要）

- 平成31年より前から事業を行っている者であり、かつ令和3年4月1日時点で都内に本店・本社がある中小企業等、または都内に住所を有する個人事業者 ※個人のクリニックの場合は都内在住であれば診療所が都外にあっても支給対象です。逆に都内に診療所があっても住所地が都外の場合は対象外です。
- 今後も事業の継続及び立て直しのための取組を実施する意思があること
- 緊急事態措置等の影響を受けていること
- 誓約書の内容に宣誓及び同意し、同様式を提出したこと等

### ■神奈川県、千葉県、埼玉県の支援金について

上記自治体でも国の月次支援金に関連した独自の支援金制度が創設されています。自治体によって内容が異なりますので、詳細につきましては各自治体にお問い合わせいただくか、担当者までご連絡ください。

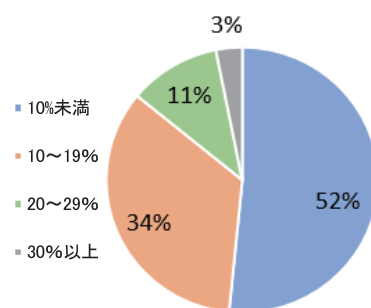
弊法人が顧問をしている歯科医院の直近2年分の診療報酬のデータを集計いたしました。新型コロナウイルス感染症の影響で減収したというお声を多く頂きましたが、集計した結果、実際の数字にも表れておりましたので、以下の通りご報告いたします。

**(1) 診療報酬 個人歯科医院**

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、弊法人が顧問をしている個人歯科医院のうち、**前年比診療報酬が減収となった割合は約78%**でした。前年比での減収率は右図の通り、10%未満が最も多く、30%以上減収した医院は3%と少数でした。一回目の緊急事態宣言下では大きく売上が落ち込んだものの、後半にかけて徐々に回復していった結果だと考えられます。

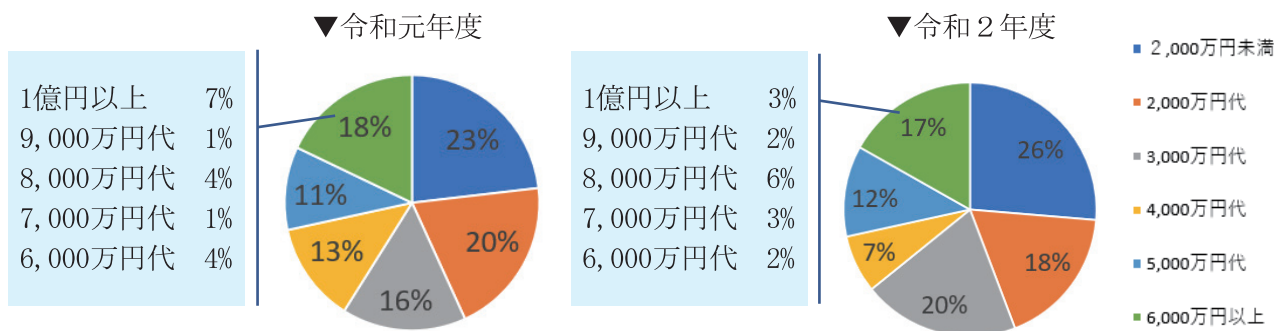
報酬別での前年比率は、増収の医院を含め、**保険収入93%、自費収入90%**となり、若干ではありますが、自費診療の方が緊急事態宣言や外出自粛に伴う受診控えがあったと考えられます。社保収入と国保収入での差はほとんど見られませんでした。

▼前年比の診療報酬減収率



**(2) 年間売上額（診療報酬）分布図 個人歯科医院 医療法人(歯科)**

弊法人が顧問をしている歯科医院（個人・法人）の売上分布図は下記図の通りです。法人は決算月によって新型コロナウイルス感染症の影響を受けた年度が異なってきますが、年間売上1億円以上の割合が7%から3%へと減少していること、かつ4,000万円未満の割合が59%から64%へ増加していることから、全体として令和2年度で売上平均が下がったことが読み取れます。特に、令和元年度で4,000万円代だった層への影響が大きくなっています。立地（オフィス街・住宅地等）に共通点はなく、感染予防対策や営業時間短縮など、新型コロナウイルス感染症が広く影響したと考えられます。



※各グラフは小数点以下を四捨五入しています

**(3) 雑収入**

**弊法人顧問先 雑収入平均（円）**

	年間	前年比
令和元年	466,646	—
令和2年	2,604,289	5.58

令和2年度は、コロナ関連の助成金が多くあったため、**前年比で5.58倍の雑収入額となりました**。持続化給付金、家賃支援給付金を申請した医院は全体の約20~25%でした。言い換えると、令和2年度で一か月でも売上が50%減となった医院の割合と近い数字となります。

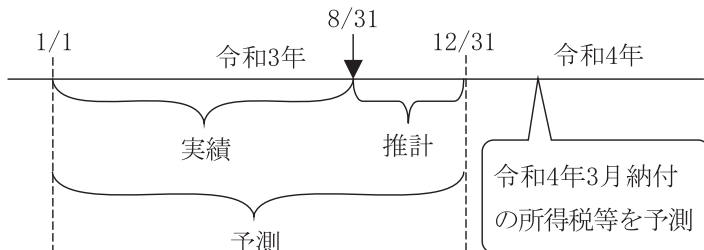
ただ、全体としては(1)のとおり、後半にかけて持ち直していることから、年間で集計すると減収率10%未満の医院が半数以上となります。

令和2年度の売上額減収は新型コロナウイルス感染症の影響で仕方のないことだと割切る一方、平均以上に減収していた場合は、その原因を分析し、令和3年度で改善していく必要があります。気になることがあれば、担当者までご相談ください。

# 「税額予測」をご利用ください ～9月30日（木）お申込み分まで無料です（標準契約の場合）

今年も恒例の「税額予測」の時期となりました。

税額予測は、1月から8月までの実績を基に年間の医業収入・医業原価・医業経費を予測し、措置法26条の計算を加味して、所得控除・税額控除を差し引き、税額を予測するものです。



## 1. 対象

「税額予測」の対象は、開業2年目以降の個人医院です。

※医療法人の税額予測は、各法人の決算の2ヶ月前に行います。（理事長個人は対象外です）

## 2. 費用

- (1) 標準契約で9月30日（木）までのお申込み：**無料**
- (2) 標準契約で10月1日（金）～10月15日（金）までのお申込み：11,000円（税込）
- (3) セルフマネジメント契約で10月15日（金）までのお申込み：11,000円（税込）

※10月16日以降は、税額予測のお申込みを受け付け致しません。ご了承ください。

## 3. 申込方法

下記書類を期日までにお送りください。

- ①「税額予測」の申込書
- ②1月～8月までの月次資料

税額予測は、標準契約で9月30日（木）までに、①申込書をファックス、②月次資料を郵送、いただいた場合に無料となります。お早めにご準備ください！

現在、生活費として認識している金額をお知らせいただければ、「その生活費」と「医院の収入」及び「院長先生の所得」とのバランスを確認できます。

9月以降に収入、支出で大きな動きがある場合はお知らせください。（各種給付金を含む）

FAX: 03-3593-3245

### 税額予測の申込書

申込期限 2021年9月30日（木）  
（有料申込は10月15日（金）まで）

2021年分（2022年申告分）の税額予測を行いますので、ご希望の方はFAX、又は郵送にてお申し込み下さい。  
8月までの資料が未着の場合は予測できません。期日までにお申し込みいただいても、8月分資料が9月30日（木）までに届かない場合は有料となります。ご注意ください。

費用	
一般契約	9月30日まで 無料
	10月1日～10月15日 11,000円
セルフマネジメント契約	11,000円

4000 霞が関歯科医院 御中

予測結果送付先 試算表送付の宛先にお送り致します。

○ 生活費等（食費、自宅の賃借料、お子様の学費など、医院にまったく関係のない支払）希望の金額をお知らせいただければ、その生活費で「医院で自由に使える資金がどのくらい残るのか」を予測計算いたします。

1か月の生活費等  万円

○ 9月以降に受け取る予定の給付金があればお知らせください。

・ 感染拡大防止等支援事業（25万円）・ 月次支援金

・ 雇用調整助成金

・ その他助成金、給付金等

入金予定額  万円

○ その他、予測に関するご意見・ご希望・ご質問

日本クレアス税理士法人 医療事業部  
〒100-6033 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング33F

FAX: 03-3593-3245 [007060-00]

#### 4. 補助金・助成金について

昨年は休診や診療時間短縮による雇用調整助成金、売上減少による国や自治体からの補助金などがありました。これらの補助金・助成金・給付金は事業所得となります。

今後も給付される可能性があります。申請と給付時期に乖離があり、計上漏れ防止のため通知が届きましたらお知らせください。

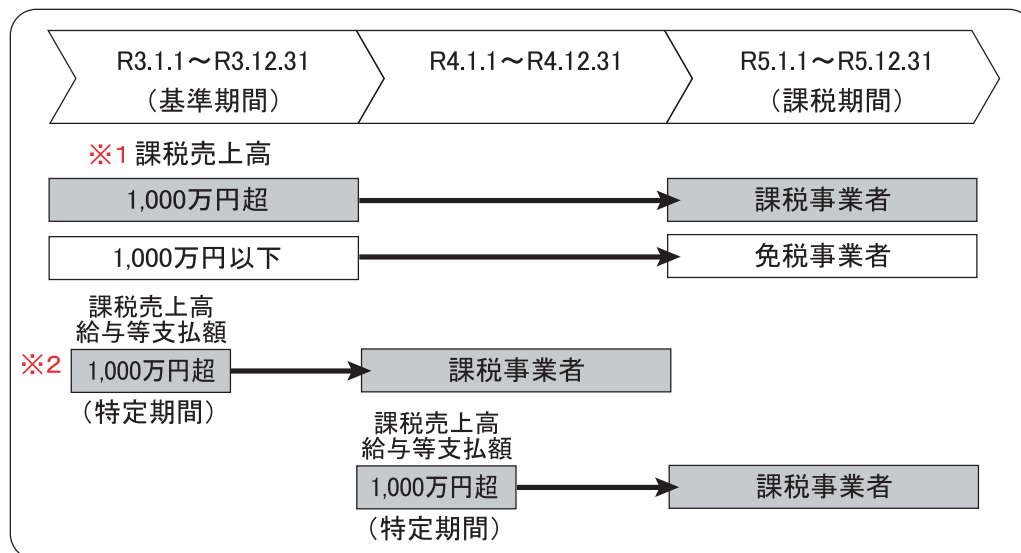
##### ■ 支援金パターン例

持続化給付金、一時支援金、月次支援金など売上の補填	事業所得
家賃支援給付金、IT補助金など費用の補填	事業所得
雇用調整助成金など雇用を維持	事業所得
感染拡大防止等支援事業など感染症対策をしつつ医療提供体制を維持	事業所得
各自治体、歯科医師会からの支援金	事業所得
医療従事者慰労金、歯科医師会からのお見舞金など個人への慰労金	個人（原則申告不要）

#### 5. 消費税の免税判定

個人医院の消費税の免税判定は、令和5年度の判定を令和3年度の実績で行います。令和5年度に免税となるためには、今年度（令和3年度）の課税売上高が1,000万円以下でなければなりません。

##### ○個人事業者の納税義務



※1 課税売上高は自費収入だけではなく、歯ブラシ等の販売収入や撤去冠等の金属代収入、事業用として使用している車の売却に関する下取り金額等も含まれますのでご注意ください。

※2 上記で免税の条件を満たしていても、前年の1月から6月までの6か月間（特定期間）の課税売上高と給与等支払額が各1,000万円を超えた場合、翌年は課税事業者となります。

日本クレアス税理士法人 医療事業部 < 税額予測に関するご相談は、お気軽に >

お問い合わせ先は ☎ 03-3593-3237



# 税額予測の見方について

税額予測の見方についてご案内いたします。  
 税額予測を活用するメリットは以下の通りです。

- ✔ 経過した8か月間の実績を基に、収入・経費・所得等を予測し、利益目標への取り組みを見通せます。
- ✔ 消費税について、令和4年度の免税事業者になるかどうか把握できます。
- ✔ 所得税、住民税及び消費税等の予測納税額が把握できます。
- ✔ 納税資金のご準備（資金繰り）を考える余裕が生まれます。
- ✔ 設備投資を計画することができます。
- ✔ ふるさと納税の有効活用が検討できます

## 2021年度税額予測計算表 (8月実績)

4000 新宿歯科医院

9月からの予測額(1か月分)		年間合計(予測)
① 社保収入	1,475,560	17,706,722
国保収入	1,181,235	14,174,821
自費収入	917,020	11,004,240
その他収入	29,275	351,301
収入合計	3,603,091	43,237,088
② 医業原価	538,741	6,464,892
医業経費	1,510,712	18,128,545
経費合計	2,049,453	24,593,437
所得	1,553,637	18,643,647
仮払税金	89,945	1,079,339
② 消費税課税売上高		11,077,000

② 医業経費には専従者給与 3,000,000 円が含まれています。

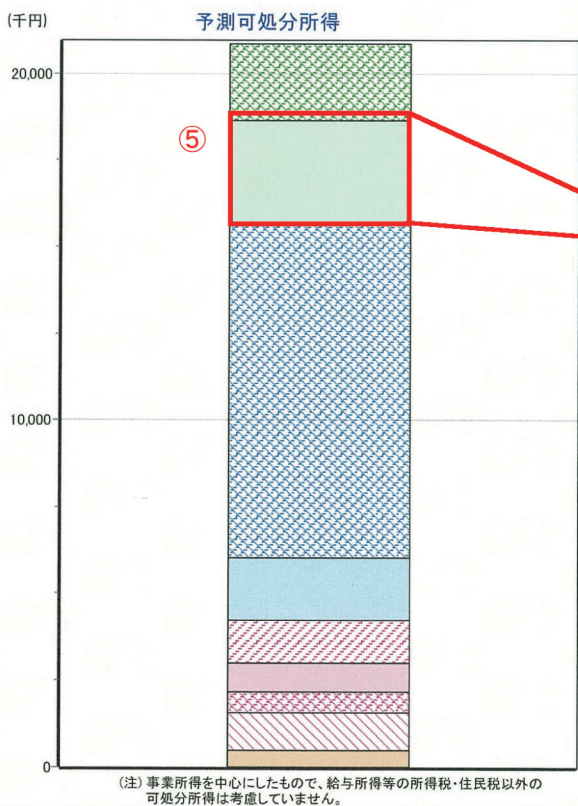
③ 予測医業収入	43,237,088 円
予測医業経費	24,593,441 円
予測医業所得	18,643,647 円
青色申告特別控除	650,000 円
④ 措置法差額	2,804,898 円
事業所得金額	15,188,749 円
所得控除	3,150,000 円
(医療費控除等を除き、昨年実績を採用)	
住民税の所得控除は	2,820,000 円
住宅借入金等特別控除	0 円
(昨年実績を採用)	

### 課税所得金額

12,038,000 円 (住民税の課税所得金額は)
住民税額 (2022年6月以降納付分) (住民税に)
12,368,000 円 × 10% - 調整額 2,500 円 +
所得税額
12,038,000 円 × 33% - 1,536,000 円 =
復興特別所得税
(所得税額 特別控除等) × 2.1%
(2,436,540 円 - 0 円)
予測仮払税金 他源泉所得税 源泉徴収税額
1,079,339 円 + 0 円 = 1,079,339 円
2022年4月の所得税の納付税額
所得税額 特別控除等 復興特別所得税
2,436,540 円 - 0 円 + 51,167 円

### POINT ふるさと納税

所得税、住民税から控除を受けられる上限額があります。  
 ご関心がございましたら、担当までお問い合わせください。



(注) 事業所得を中心としたもので、給与所得等の所得税・住民税以外の可処分所得は考慮していません。

減価償却	2,220,000 円
⑤ 利用可能額	3,013,208 円
個人分	9,600,000 円
住宅ローン	2,400,000 円
健康保険・国民年金等	2,400,000 円
その他生活費等	4,800,000 円
事業借入金返済	1,800,000 円
住民税	1,239,300 円
納付税額	808,300 円
予定納税額	600,000 円
源泉徴収税	1,079,339 円
消費税 (中間含む)	503,500 円

### ⑥ 予測納税額

所得税 [復興特別所得税含む]	808,300 円
住民税	1,239,300 円
消費税	503,500 円

◆令和2年より基礎控除の金額が変更となっています

基礎控除は、確定申告や年末調整において所得税額の計算をする場合に、総所得金額などから差し引くことができる控除の一つです。令和元年分以前は一律38万円でしたが、令和2年より納税者本人の合計所得金額に応じてそれぞれ右のとおりとなります。

個人の合計所得金額	控除額
2,400万円以下	48万円
2,400万円超2,450万円以下	32万円
2,450万円超2,500万円以下	16万円
2,500万円超	0円

◆税額予測の解説

- ① 1月～8月までの実額の収入と経費等の平均額から、1ヵ月当たりの予測額を載せています。この予測額よりも所得が大きくなった場合には、税額も予測より増えます。
- ② 1年間の消費税の課税売上高(予測)です。1,000万円を超える場合は、令和5年が課税事業者になります。
- ③ 年間の収入、経費、所得の予測額です。
- ④ 措置法26条が適用になる場合は、ここに金額が表示されます。金額が大きいほど、税制上有利になります。
- ⑤ 利用可能額は、予測計算で算出された院長の所得から生活費を差し引いた金額です。
  - は、生活費以外に使えるお金があることを意味します。
  - は、生活費だけで他に使えるお金がないことを意味します。
- ⑥ 予測納税額は、来年3月以降に納める税額です。△(マイナス)の場合は、還付される金額です。

◆各種給付金の税額計算上の取り扱いについて

2021年も国や各自治体から雇用調整助成金や一時支援金、月次支援金などの売上減少に係る支援が継続して行われております。上記のような事業の収入/経費を補填するための給付金等は事業所得に含めて税額の計算をいたします。

税額予測に関するご質問は、担当までお問合わせください。  
日本クリアス税理士法人 医療事業部

お問合わせ先は ☎03-3593-3237

12,368,000 円)

おける寄附金の税額控除は考慮外)  
均等割 5,000円＝ 1,239,300 円

4,436,540 円

＝ 51,167 円

源泉徴収税額 1,079,339 円 - 予定納税額 600,000 円 = 納付税額 808,300 円

※措置法26条：適用あり  
2023年分消費税予測 課税・免税

審	理
担	当

◆所得拡大税制とは

所得拡大税制は、中小企業者等が前年度より給与等を増加させた場合、その増加額の15%を法人は法人税、個人事業主は所得税から税額控除のできる制度です。

令和3年度税制改正により、法人は令和3年4月1日以降に開始される事業年度、個人事業主は令和4年度分から制度が変更となり、改正前より適用できるケースが増えると予想されます。

◆令和3年度税制改正

**改正ポイント①** 適用要件を雇用者給与等支給額（役員を除く適用年度の全ての国内雇用者）に簡素化

**改正後の適用要件：**  $\frac{\text{雇用者給与等支給額（該当年度）}}{\text{雇用者給与等支給額（前年度）}} \geq 1.5\%$ 増加

雇用者給与等支給額のみで判定するため、該当年度に新規雇用した従業員も判定に含めることができます。

**改正ポイント②** 上乗せ要件（25%の税額控除）の見直し

雇用者給与等支給額のみで判定するため、継続雇用者のピックアップをすることがなく判定作業が簡易になります。

**改正後上乗せ要件：**  $\frac{\text{雇用者給与等支給額（該当年度）}}{\text{雇用者給与等支給額（前年度）}} \geq 2.5\%$ 増加  
+  
教育訓練費前年比10%以上増加

もしくは経営力向上計画の認定を受け、この計画に基づき経営力向上が確実に行われた証明を受けていること

※注意点

計算の際は雇用調整助成金等、給与に充てるために各機関から支払いを受けた金額は控除されます。

日本クレアス税理士法人 医療事業部

CLIENT 351号

■発行日：2021年9月5日

■発行元：日本クレアス税理士法人 医療事業部

■URL：<https://ca-medical.jp>

■お問い合わせ先：電話 03-3593-3237 FAX 03-3593-3245



▼東京本社▼

〒100-6033 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビルディング 33階  
電話（代表）：03-3593-3235 FAX：03-3593-3246

<国内> 東京 / 大阪 / 高崎 / 富山 / 千葉

日本クレアス税理士法人

日本クレアス社会保険労務士法人

株式会社コーポレート・アドバイザーズM&A

株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング

株式会社日本クレアス財産サポート